

会議録

会議の名称	令和7年度第4回枚方市地域包括支援センター運営等審議会
開催日時	令和8年3月11日（水） 14時～15時
開催場所	枚方市役所 第3分館3階 第3会議室
出席者	山田委員、山本委員、宮腰委員、金田委員、明石委員、遠竹委員、砂原委員
欠席者	秦委員、岸本委員、木島委員
案件名	1. 各枚方市地域包括支援センターの実績報告について 2. 指定介護予防支援事業者への運営指導の実施結果について
提出された資料等の名称	資料①-1 介護予防支援委託状況報告書（令和7年4月～令和8年1月） 資料①-2 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和7年4月～令和8年1月） 資料①-3 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和7年4月～令和8年1月） 資料② 指定介護予防支援事業者（介護予防支援事業）の運営指導結果
決定事項	1. 案件1について報告 2. 案件2について報告
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告を行う会議の会議録のため、運営候補者決定、委託法人の評価に係ることの非公開部分については、結果のみ公開する。また発言者は非公開とする。
傍聴者の数	—————
所管部署（事務局）	健康福祉部 健康づくり課

1 議題

【案件1】各枚方市地域包括支援センターの実績報告について

- <資料①-1 介護予防支援委託状況報告書（令和7年4月～令和8年1月）>
- <資料①-2 包括的支援事業実績報告書総合相談（令和7年4月～令和8年1月）>
- <資料①-3 包括的支援事業実績報告書活動報告（令和7年4月～令和8年1月）>

事務局：資料①-1についてご説明します。

13か所のセンターの令和7年4月から令和8年1月までの月毎の介護予防支援の総件数、委託件数の一覧となっております。また、委託件数から委託率を算出しており、委託率が低いセンターでは約40%、高いセンターでは約88%となっております。なお、委託件数には総合事業の介護予防ケアマネジメントの件数が含まれております。

続きまして、資料3ページ以降は、委託状況の詳細になります。各センターの令和8年1月分の介護予防支援の委託件数につきまして、いくつかの事業者に委託しているか、また、委託先事業者の中で、委託している人数が10人以上、または委託件数の10%以上である事業者については委託人数を記載した表となっております。どのセンターも圏域内の事業者から委託の調整を行っており、委託人数が多い委託先事業者は所属する介護支援専門員の人数が比較的多いところであると考えられます。運営指導においても、公平・中立性を意識したうえで、偏りがないよう事業者選びに配慮をした対応を行っているかを確認しておりますので、委託状況については問題ないと考えております。

資料①-2についてご説明します。

こちらの資料は、令和7年4月から8年1月までのセンターの総合相談件数の一覧です。各センターに寄せられた相談を、相談形態や相談経路、どういった内容で、どのように対応したのか、区分で分けた一覧表となっております。相談経路・内容区分・対応区分については、件数の多い3項目を薄く緑色で色づけをしております。相談経路に関しては、家族・親族・後見人が最も多く、次いで本人、ケアマネジャーの順となっております。相談内容は介護・医療相談が最も多く、全体の約58%を占めています。センター職員からは、身体機能や認知機能の低下などがみられる高齢者やその家族などから、介護保険制度や認定申請に関する相談が引き続き増加していると聞いています。次いで多いのが、予防給付相談です。ここには、要支援の認定を受けた市民に対する予防サービス等に関する相談があった場合に計上されるものです。内容としては、利用できるサービスや介護予防ケアプランに関すること、サービス事業所の選択に関することなど多岐に亘ります。3番目に多いのが、どの項目にも該当しない一般相談となっております。具体的な相談としては、地域活動に参加したい、安否確認、市の制度について知りたい等の相談がありました。複合的な相談が増加しているなか、内容区分を入力する際に複数の区分を計上できないシ

システムの使用となっているため、複数の区分にまたがる内容は主の相談内容を踏まえた計上としてもらうよう指導しております。相談件数については、全センター合計で延べ件数では 28,853 件、実人数では 9,010 人となっており、昨年度と比べて相談者は減少していますが相談件数は増加しております。センターからは 1 件あたりの相談内容の重みが増していると聞いており、独居・困窮・障害などの複合的な課題を内包したケースが増加しているものと考えています。

次のページ以降は、各センターの相談形態、対応区分ごとの棒グラフになります。資料①-3 についてご説明します。

横軸はセンター、縦軸は、大きく 4 項目に分け、会議等、地域活動、介護事業所連携、医療との連携に区分しています。元気づくり・地域づくり会議で課題を抽出し、それに基づいて行った地域活動については、地域活動の中の 5 段目「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」に記載しています。地域活動は「出張相談・出前講座」、「元気づくり・地域づくり会議で提案された地域活動への参加・出席」、「地域活動団体との連携」の順で多くなっており、各センターとも、地域住民に密着した活動に時間を多く費やしています。圏域別活動合計は松徳会、東香会、みどりの順に多くなっております。松徳会では、イズミヤやウエルシアの店舗で地域高齢者に向けた健康講座を開催し、また、男性高齢者が地域で活動できる場所づくりに取り組んでいます。東香会では、100 歳になっても元気！「脳も体もイキイキと」65 歳からの健康づくりプロジェクトと題して、担当する小学校区において、認知症やフレイルといった課題に対する講座や測定会等の実施に取り組んでいます。みどりでは、虐待防止や意思決定支援などをテーマとして、権利擁護の関係団体と介護支援専門員を交えた意見交換を定期的に行うなど介護支援専門員の実践力向上に取り組んでいます。

次の頁は、活動要約をセンター別にグラフ化したものになります。

案件 1 のご説明は以上になります。

会 長： ご報告ありがとうございました。ただいまの案件 1 のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委 員： 介護予防支援の委託状況についてお伺いします。介護予防支援の委託先となる居宅介護支援事業所を探すことが難しくなっていると聞いています。市はそのような実態を聞き及んでいますでしょうか。また、委託ではなく居宅介護支援事業所が直接介護予防支援を実施することが可能ですが、指定を受けた当該事業所数は増加していますでしょうか。センターにとって当該事業所数が増加することが負担軽減につながるのかについて、市としてどのようにお考えでしょうか。

事 務 局： センターから委託先の居宅介護支援事業所を探すことが難しいという報告を受けています。資料①-1 にお示ししているとおり、13 のセンター間でも委託率に大きな

差があります。第1圏域の社協こもれびの委託率は41.29%であり、一方で第13圏域の東香会の委託率は88.41%と倍以上の差があります。それぞれの圏域にある居宅介護支援事業所の数にもよりますが、委託することが困難な状況であります。居宅介護支援事業所が直接介護予防支援を実施することが令和6年4月から可能となっておりますが、指定を受けた事業所数は令和6年4月の開始時に枚方市内に2事業所、令和7年5月には交野市の1事業所、そして令和8年3月にも交野市の1事業所が指定を受けているところであり、指定事業所は約2年間で4事業所です。引き続き委員の皆様へ事業所が指定されましたらご報告するとともに、センターにとって負担軽減となるのかについてもご意見いただけたらと存じます。

委員： 直接介護予防支援を実施する指定介護予防支援事業所が増えることのよし悪しは現時点で判断はできませんが、委託率が高いセンターは比較的地域における活動量も多い傾向であると感じます。介護予防支援のみが業務にならないよう注視していく必要があります。

委員： 資料①-2の内容区分にある困難事例相談について、センターごとに相談件数に大きな差があります。困難事例相談に該当するものとしては資料の※1に記載されていますが、主観的な項目が多いように感じます。資料のようにセンターを一覧として示し、また、グラフ化するのなら困難事例相談に該当するか否か、客観的な判断基準を設けるべきではないでしょうか。約50倍も差があるセンターもあるため、次年度以降、資料を見直す必要があるように思います。

事務局： 主観的な判断のもと相談件数を計上することのないよう、客観的な判断基準について協議させていただきます。センターに対しては引き続き適切に記録を入力していただくようお願いしてまいります。

会長： 米印に記載されている「経済的困窮」「依存的性格」など明確な基準があるものではありませんが、客観性を出すことも難しいと思います。

事務局： 困難事例相談について、様々なケースの中でセンターのみでの対応では不十分である場合、相談件数に計上するという取扱いを周知しており、そのケースの例示として資料に記載させていただいております。また、資料に記載している件数は人数ではなく相談件数となります。困難事例については、多機関と連携するケースが1件入ると相談件数として計上する頻度も増加することから、件数に一定の差が生じることはあります。困難事例相談の相談件数と困難事例のケース数と完全に比例するわけではありません。一方で、困難事例に該当するものの多機関との連携は不要な相談については一般相談に該当します。

【案件2】指定介護予防支援事業者への運営指導の実施結果について

<資料② 指定介護予防支援事業者（介護予防支援事業）の運営指導結果>

事務局： 指定介護予防支援事業者の指導につきましては、枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例及び同条例施行規則を遵守しているか点検を実施いたしました。結果は資料にお示ししているとおり、おおむね適正ですが、軽微なシステムへの誤入力、入力漏れがあったものに対しては、口頭にて指摘を行っています。

会長： ご報告ありがとうございました。ただいまの案件2のご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(特になし)

会長： その他、本日、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。特に無いようでしたら、これですべての案件が終了となります。最後に事務局より報告があります。

事務局： 少しお時間いただき3点ほどご報告させていただきます。

まず1点目としまして、令和6年4月1日より居宅介護予防支援事業所が本市からの指定を受けて介護予防支援を実施できることとなっております。これまで市内2事業所及び市外1事業所が指定を受けておりますが、本年3月1日付けで新たに交野市が所在地である「ケアプランセンターSunny」が指定されましたのでご報告いたします。

次に2点目としまして、本年4月1日より第1圏域を新たに担当することとなる地域包括支援センターはなまるについてです。昨年10月にセンター開設に向けた準備事務に係る協定の締結後、はなまるは地域への挨拶まわりを行っており、市はセンターに従事する職員を対象に研修を行ってまいりました。センターの名称は、枚方市地域包括支援センターはなまるです。現在の社協こもれびの事務所を引き続き使用するとともに電話番号などの変更もございません。引き続き開設に向けて準備を進めていきます。

最後に3点目としまして、昨年皆様にご審議いただきましたセンターにおける職員配置の柔軟化、常勤換算方法の運用につきましてご報告いたします。タブレットにお示ししております参考資料をご覧ください。皆様からのご意見を踏まえ、山田会長と協議を重ねた結果、朱書き部分を追加しております。まず、2. 実施条件の(7)ですが、本件取扱いは、常勤職員を配置するという原則ではなく、例外的に常勤換算方法により非常勤職員の配置を認めるものであることを踏まえ、3年間の期間を上限とすることといたしました。次に、4. 留意事項の(2)ですが、本市内のAセンターで常勤換算方法により配置された非常勤職員が同じく本市内のBセンターに非常勤職員として配置される場合、事業者と本市が協議することとしたし

ました。同一職員が複数のセンターに所属すると、Aセンターで知り得た情報をもって、Bセンターで勤務することになります。例えば、両センターで扱う事例が類似していた場合、Aに関する情報を誤ってBセンターが開催するケース会議などで話してしまった場合、意図せず情報が漏れてしまうこととなります。このような守秘義務や情報管理の観点から、このような留意事項を設定させていただきました。本件取扱いにつきまして、令和8年度中に運用を開始してまいります。

会 長： ご報告ありがとうございました。ただいまご報告に対して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(特になし)

会 長： では、これをもちまして、令和7年度第4回枚方市地域包括支援センター運営等審議会を閉会します。